

平成27年3月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成27年3月4日(水)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成27年3月4日(水) 午前9時01分
散 会 日 時	平成27年3月4日(水) 午後4時12分
委 員 長	谷口 達郎
委 員 会 出 席 委 員	
委 員 長	谷口 達郎
副 委 員 長	橋本 稔
委 員	阿部 慎也 田中 克美 秋谷 修
委 員 会 欠 席 委 員	加藤 孝
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第21号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第22号	鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第23号	鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第24号	市道の路線の廃止について	原案可決
第25号	市道の路線の認定について	原案可決
第26号	平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第29号	平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第30号	平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
第32号	平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決
第33号	平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第35号	平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
第37号	平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第38号	平成27年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
第40号	平成27年度鴻巣市水道事業会計予算	原案可決
第41号	平成27年度鴻巣市下水道事業会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(都市整備部)

都市整備部長	藤	間	高	志
都市整備部副部長	新	井		浩
都市整備部副部長	武	藤	幸	二
都市計画課長	中	井		誠
建築課長	白	井	邦	昌
市街地整備課長	島	田	友	光
市街地整備課副参事	神	田	英	昭

(建設部)

建設部長	長	島	祥	一
建設部副部長	小	谷	野	幹
道路課長	田	沼	文	男
工事課長	原	口		正
下水道課長	金	井	利	明
水道課長	小	峰	栄	一
吹上支所副支所長	鵜	飼	能	志
川里支所副支所長	馬	橋	陽	一

書記	森	田	慎	三
書記	藤	平	美	由紀

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と田中克美委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第21号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第22号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第23号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、議案第24号 市道の路線の廃止について、議案第25号 市道の路線の認定について、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第29号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第30号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第32号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)、議案第33号 平成27年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分、議案第35号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算、議案第37号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第38号 平成27年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算、議案第40号 平成27年度鴻巣市水道事業会計予算、議案第41号 平成27年度鴻巣市下水道事業会計予算の議案15件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第24号及び25号を一括して議題とし、執行部の説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進め、議案第33号の平成27年度一般会計予算については歳入歳出を一括して審査を行い、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、質疑については、付託されている議案数が多いことから、よく整理していただき、議案第33号の平成27年度一般会計予算については予算書のページ数及び事業名を述べてから質疑をしていただくよう、議事の進行にご協力をお願いいたします。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第24号及び25号について一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。それでは、議案第24号 市道の路線の廃止、2路線についてご説明いたします。

それでは、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは初めに、市道L-536号線でございますが、起点を鴻巣市常光字川辺138番1地先とし、終点を同132番1地先とします幅員1.8メートル、延長39.9メートルの路線でございます。これは、認定を廃止し、市有財産の売却処分を行うものでございます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。市道川3132号線でございますが、起点を鴻巣市境字屋敷475番1地先とし、終点を同482番1地先とします幅員3.2メートルから5.1メートル、延長98.5メートルの路線でございます。これは、認定の重複により廃止を行うものでございます。

以上、2路線が廃止する路線でございます。

続きまして、議案第25号 市道の路線の認定、5路線についてご説明申し上げます。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。今回の認定は、開発事業の道路の帰属4路線の認定と、先ほどの認定の重複により、廃止に伴う再認定1路線でございます。

初めに、図面ナンバー3をごらんいただきたいと思います。市道C-354号線でございますが、起点を鴻巣市栄町39番24地先とし、終点を同39番20地先とします幅員4.5メートル、延長42.18メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。市道C-355号

線でございますが、起点を鴻巣市大間字原799番3地先とし、終点を同798番5地先とします幅員4.5メートル、延長87.21メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー5をごらんいただきたいと思います。市道吹2520号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見2丁目511番5地先とし、終点を同511番14地先とします幅員5メートル、延長133.07メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー6をごらんいただきたいと思います。市道吹2521号線でございますが、起点を鴻巣市吹上富士見4丁目805番2地先とし、終点を同805番14地先とします幅員4.5メートル、延長138.06メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー7をごらんいただきたいと思います。市道川3196号線でございますが、起点を鴻巣市境字屋敷475番1地先とし、終点を同489番1地先とします幅員3.2メートルから3.8メートル、延長69.8メートルの路線でございます。

以上の5路線を認定をお願いするものでございます。

なお、今回認定する開発道路4路線につきましては、道路の補修が必要な箇所は建築物等がある程度できた時点で補修を行うことで開発事業者との調整は事前に済んでおりますので、報告させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前9時10分)



(開議 午前11時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第24号及び議案第25号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) 今回開発のところの道路の関係で、側溝、U字溝のふたが微妙に違った感じがしたのですけれども、その辺の基準について、あとグレ

ーチングの何号入れるとか、その辺の基準についてちょっとお伺いしたいのですが。

（道路課長）ふたにつきましては、これは車道用ということでございまして、県の仕様に基づきまして車道用のふたがかかっております。B型配列という水取りの網のついたものと平のものと交互にかけていくというような配列で、各分譲地につきましてはそういった形で整備されております。

以上です。

（田中）吹上の富士見の4丁目と2丁目見たのでしたっけ。片方の駅から遠いほうのふたが穴がない、ちょっとざらついたようなふたを見受けたのですけれども、それも基準に適合しているのですか。

（道路課長）これにつきましては、田中委員さんがおっしゃいますのは市道吹2521号線というふうに理解しております。吹上富士見4丁目。これにつきましては、道路がコの字形に回っておりますが、隣地が水田ということで一段低くなっております。そういった中で、側溝の転倒防止ということで自由勾配側溝というものを設置してございます。側溝そのものは深形になっておりまして、控え板というのが底板についておりまして、それが横にずれるとか転倒するのを防止しているということで、製品そのものは2メートルで、中にふたが50センチのやつが2枚かかっております。ちょっと先ほど最初に申し上げた県ふたの仕様とは若干構造等が違っております。これは、あくまでも転落、転倒、側溝の道路倒壊の防止ということも兼ね備えているというもので、指示して設置したものでございます。

（田中）最後に、排水の要するに浸透ますみたいなやつがちょっと見受けられなかったのですけれども、雨水の、どのようなふうになっているのでしょうか。

（道路課長）これは、各分譲地につきましては雨水の浸透ますが全て設置されております。

（委員長）ほかに質疑は。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第24号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午前11時50分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第21号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第21号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

まず、本条例第1条については、法律の改正に伴い、鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第16号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律」に改めるもの

でございます。

次に、鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第44号の改正につきましては、新たに住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書をもって長期優良住宅建築等計画認定申請を行う場合の手数料を従前の第44号アとイの間に新たにイとし加え、従前の第44号イをウとするものでございます。

次に、鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第50号を第52号とし、第46号から第49号までを2号ずつ繰り下げ、同項第45条中の「前号ア及びイ」を「第44号ア、イ又はウ」に、「当該ア及びイ」を「当該ア、イ又はウ」に改め同項第46条とし、次に鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第47号とし、長期優良住宅建築等計画の変更認定申請と建築確認申請と構造計算の区分に応じた手数料をあわせて徴収できるように加えるものでございます。

また、鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第44号の次に同項第45号とし、長期優良住宅建築等計画の認定申請と建築確認申請と構造計算の区分に応じた手数料をあわせて徴収できるように加えたものでございます。

なお、これまでの本条例第1条の改正につきましては、平成27年4月1日施行となります。

次に、本条例第2条の改正内容といたしまして、前段でご説明させていただきました鴻巣市手数料徴収条例第2条第1項第45号及び第47号の構造計算の区分に応じた手数料をあわせて徴収する改正を平成27年4月1日施行させていただきますが、平成27年6月1日の建築基準法の改正に伴い、構造計算適合性判定業務を当市で行う必要がなくなるため、平成27年6月1日をもって構造計算の区分に応じた手数料をあわせて徴収する内容を省くものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（阿部）この手数料徴収条例の一部を改正する条例なのだけれども、こ

れによって徴収される料金に変動は生じるのかどうか。

（建築課長）新たな区分といたしまして、性能評価書をもって長期優良住宅建築等計画の認定申請が行えることとなりまして、手数料といたしましては一戸建ての住宅2万3,000円、共同住宅7万2,000円の手数料を徴収するものでございます。

（阿部）それは、新たに徴収される料金なのですか。

（建築課長）はい、新たに加えるものでございます。

（阿部）では、実質申請者は負担がふえるというふうにとっていいのかな。

（建築課長）新たにその性能評価書をもって申請ができる選択肢がふえるということでございます。

（阿部）だから、その選択肢がふえることによって、その徴収される側から出す金額というのは、今言った金額がふえるということなのかね。

（建築課長）基本的には、申請をすることによってその手数料がふえるということになります。

（阿部）わかりました。

（田中）最後に、6月1日からは鴻巣市では徴収しなくなるというようなことを説明されたと思うのですが、この今の条例は4月1日から5月の31日までの間なのですか。ではないのか。29日って書いてある……2条に関しての。今の、ちょっと済みません。2条の1項の今阿部さんの言っているほうの先ほど言った2万3,000円と7万2,000円というのは、今のその6月、6月というか、5月の29日以降はこっちで扱わなくなってしまうのですか。

（建築課長）今回新たな住宅の品質確保の促進に関する法律をもとに、性能評価書をもって長期優良の申請ができるようになります。それに加えて、同時に申請された場合に建築確認の申請も一括してもらえるようになります。それに加えて、構造計算の区分に応じた手数料も一括して手数料はいただけるようになるのですけれども、それがその構造計算の部分だけが平成27年6月1日以降当市で行う必要がなくなるために、そこを最終的に省く形の条例の内容になってございます。

(田中) 今ので一応構造計算の部分だけというのはわかりました。
それと、その長期優良住宅の認定に当たって、これ利点は住宅ローンとか、その辺の関係に対する書類の要するに証明なのではないでしょうかね。

(建築課長) これにつきましては、建築物を適正に維持管理する制度ということで、まさに住宅ローンの減税、登録免許税、固定資産税の減免措置ができることとなってございます。

(田中) はい、了解しました。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第21号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第22号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

本条例の改正につきましては、平成27年6月1日の建築基準法の改正に伴い、構造計算適合性判定業務を当市で行う必要がなくなるため、構造計算の区分に応じた手数料の第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第15号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 今現在その構造計算適合性判定というものは、例えば26年度中何件上がってきているのでしょうか。

(建築課長) 今まで構造的適合判定については申請がございませんでした。

(秋谷) まるでない。

(建築課長) はい。

(秋谷) そうすると、まだ6月1日までには4、5と二月ちょっとあるわけですけれども、そういったものは今まで出ていないということは、この条例を改正しても歳入のほうには大きな変動は起こらないという認識でよろしいのでしょうかね。

(建築課長) 大きな変動といたしましては、そのとおりだと思います。以上です。

(秋谷) はい、わかりました。

(委員長) ほかに質疑は。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を……いいですか、終結して。質疑については。

(いいよの声あり)

(委員長) これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第22号 鴻巣市建築確認申請等手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(建築課長) 議案第23号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

初めに、平成26年3月26日の都市計画決定告示を受け、滝馬室地区地区整備計画区域の約3.5ヘクタールを新たに別表1に追加するものでございます。

次に、別表第2の3の表A地区の項イの欄中「第68条の4第1項」を「第68条の4第1号」とし、同表B地区の項アの欄中、各号を次のとおり改めるものでございます。(1)、店舗又は飲食店、(2)、事務所、(3)、自動車修理工場で作業場の床面積の合計が50平方メートル以下のもの、(4)、倉庫(倉庫業を営む倉庫を除く)、(5)、法別表第2(ハ)項第1号から第4号まで及び第6号から第8号までに掲げるものとするもので、広田中央地区地区整備計画区域における建築物の用途の一部を訂正し、都市計画告示との整合性を図るものでございます。

次に、平成26年3月26日、都市計画決定告示の変更を受けまして、大間滝馬室地区地区整備計画区域内の内容の変更を行うものでございます。文言の内容といたしましては、別表第2の9の表A地区、C地区、D地区の項の欄中、第3号を次のように改めます。(3)、区画道路11号の道路中心線までの距離は次のとおりとする。ア、幅員6メートルの区間、4メートル、イ、幅員4メートルの区間、3メートル。別表第2の9の表A地区、C地区、D地区の項オの欄に次の1号を加える。(4)、前3号以外の区画道路の道路中心線までの距離3メートル。別表第2の9の表B地区の項オの欄中、第3号を次のように改める。(3)、区画道路11号の道路中心線までの距離は次のとおりとする。ア、幅員6メートルの区間、4メートル、イ、幅員4メートルの区間、3メートル。別表第2の9の表B地区の項オの欄に次の1号を加える。(4)、前3号以

外の区画道路の道路中心線までの距離3メートル。別表第2に次のように加える。13、滝馬室地区地区整備計画区域とし、新たな表を加えるものでございます。内容につきましては、当該区域の良好な住環境の形成を図り、保全するため、建築物などの用途の制限、敷地面積の最低敷地の制限、壁面の位置の制限、高さの制限などを定めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時20分)



(開議 午後1時22分)

(委員長) 休憩前に戻します。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 頭のほうからいきます。滝馬室のところはいいとして、広田中央地区の整備計画区域のB地区の中で、次に掲げる建築物以外は建築してならないということで、具体的にその店舗、または飲食店、あとは事務所、自動車修理工場で云々と、あと倉庫とかありますけれども、例えば事務所というものは住宅が集まっているような一角でも十分その形態というものはでき上がってしまうような気がするのですけれども。自宅兼事務所というような形態かな。そういった場合はどうなるのでしょうか。

(建築課長) 済みません。

(秋谷) 逆の言い方か。私の言い方が。事務所……

(委員長) 発言訂正しますか。

(秋谷) ええ、ちょっと。ごめんなさい。では、もう一回。私の言い方が逆だ。事務所というものがオーケーであっても、要は自宅兼事務所のようなものが建った場合はどうなるのでしょうか、扱いとしては。逆でしたね、私言っていたのは。

(建築課長) 単独での事務所とか、こういった飲食店というのが規制されますという。

(秋谷) それはオーケーでしょう。

(建築課長) 済みません、逆でしたね。ならないですから……

(何事か声あり)

(建築課長) そうですね。当初は建たないようになっていたのですけれども、今回建てられるようにということで整合性を図ったものでございます。

(秋谷) 自宅としては建つわけだ。

(建築課長) 建つわけです。済みません(まちづくり常任委員会会議録平成27年3月5日開催P1「併用につきましては基本的に建築できない、また、兼用の場合につきましてはできるという内容でございます」に発言訂正)。

(秋谷) あと、大間、滝馬室地区の中で、この議案資料のほうで見ているのですけれども、区画道路11号以下ですか、その幅員6メートルの区間云々というのが今度新しく入ってくる部分ですけれども、これは歩道部分を1メートル最低限設けなさいよと、アで言ったら、あるいはイでも同じようにその歩道部分を1メートル設けるという理解でいいのでしょうかね。

(建築課長) 内容といたしましては、空地を民地側にその1メートル部分を下がって建築物をつくっていただくという。空地を設けていただくという考えになっております。

(秋谷) 歩道部分ということで。

(建築課長) はい。特に歩道という位置づけでなく、民地側に空地を設けていただくような、ゆとりある。

(秋谷) 壁面後退ですか。

(建築課長) はい、壁。壁を。

(秋谷) そうすると、その土地の利用者にしてみると、ある意味使い勝手が余りよろしくないような形になるわけですかね。壁面を1メートル最低限下がるというのは。その部分を当然面倒見てもらえるわけではないですね。例えばすみれ野のように前面に何かそういう緑の空間を持ちなさいとか、そういうような感じの理解なのですかね。

(建築課長) そういった考えのもと、敷地面積も最低敷地面積の基準を設けさせていただきまして、空地のある、建物の敷地に余裕があるような形でそういった住環境を整えていただくという狙いになっております。

(秋谷) 例えばその1メートルの部分を使って駐車場スペースとかで利用されたら、それは困るわけではないのですか。例えば壁面というものが要は1メートル下がっているだけで。壁面。住宅の壁面。

(何事か声あり)

(秋谷) では、ちょっと詳しく教えてもらったほうがいいですね。具体的な例を挙げて。

(都市整備部長) このそもそもの地区計画の考え方なのですけれども、この地区計画につきましては良好な住環境を形成するために地区の特性を生かしたきめ細かなまちづくりを進めようということが一つの狙いでありまして、一つのものとしては用途ですとか、いわゆるどういったものが建つですとか、または建蔽率、容積率、要するに敷地の中でどのくらいの割合で建つとか建たないとかという話。今ご質問いただいたのがまさに壁面後退という壁の位置の問題でして、要するに道路が6メートルの道路であれば中心線までは3メートルありますけれども、6メートルの場合は中心線から4メートルまでは建物は建てないでくださいよと。1メートルは離してくださいよと。要するに道路側だけでございませけれども、そういった形の中で前面をあけることによって幾らかでも住環境をよくしていこうという狙いで、この関係については地域の独自のまちづくりというようなことですから、地域の方々との協議においてこういった地区計画が設定されていくというような段階となっております。したがいまして、今回の場合この大間、滝馬室地区におきましてもやはりそういった狭小というか、そういったものが余り建たないように前面の道路空間だけは確保していきたいというようなことですから、あくまでも駐車場とか、そういったものはそういう施設ではありませんから、その規制はありません。あくまでも建物の壁面の位置が、そこが道路上だけは1メートルだけは離してくださいよという話だけのも

のです。

(秋谷) そうすると、その該当するエリアの方々は、基本的にこの件についてはもうご了承をいただいているという理解でいいのですよね。

(都市整備部長) この地区計画につきましては、都市化決定を要する法的な行為でございまして、当然案をある程度作成した段階では縦覧等をして、さらにはその縦覧等で意見をお聞きをして、さらには都市計画審議会の議を経て決定をするということでございますので、そういったある程度住民の意向を反映した中で計画は作成されているような状況でございます。

(秋谷) そうすると、その縦覧をした後に、その住民の方々からは特段この条例についてはご意見がなかったということによろしいですか。

(都市整備部長) 細かい中身までは果たして住民の方々が一部始終これを全部把握できているかということ、正直言って疑問も残るとは思いますけれども、ある程度私どもでは法的な段階の中ではそういった案を示して、それで同意をいただいているというふうに考えております。

(秋谷) わかりました、何となく。難しいですね。

(委員長) ほかに。よろしいですか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 鴻巣市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) そんなに多くはないのですが、まず歳入のほうで、15ページ、土木管理補助金で、説明の中では耐震診断と耐震改修か、これがなかったためという説明があったのですけれども、そのなかった理由というのがわかりますか。

(建築課長) 平成26年12月まではございませんでしたが、ここへ来て1月、2月で2件耐震の診断を受けている状況でございます。

(何事か声あり)

(建築課長) なかった理由につきましては、やはり耐震診断をして耐震改修を行っても、基本的には建物自体が新しくなるわけではなく、築後35年近くたっているということもありまして、建てかえを行う方が多いように見受けられます。そういった関係で、やはり耐震あるいは耐震改修より家を建てかえるというお考えの方が多いのかなという状況で、そういった件数が少ない状況だと考えられます。

以上でございます。

(秋谷) きょうもたまたま道路認定やら廃止やらで市内走っていますと、どんどん、どんどん新しい住宅が建っているにもかかわらず人口は何で伸びないのだろうと、要は減っているのだろうという話がちょっと車内であったのですけれども、例えば住宅自体が今お話にあったように古くなっているというのもあるでしょう。ただ、その持ち主の方がもう高齢者に、高齢化をして、改修しないと要は診断を受けられないというたしかシステムだったと思うのですけれども、要はそこまでのお金の捻出、改修したくてもかけられるお金がない、だから診断をしてもしようがないというような発想にはならないものでしょうかね。例えば今ある家に

住み続けたい、築何十年かたっているけど、ただ子どもたちは戻ってくる予定がないし、あと自分たちもあと何年生きられるかわからない、ただ改修までしなければ耐震診断のほうもお金も出ないのであればもうやらなくてもいいのではないという市民の方は多いのではないかと思うのですけれども、いかがでしょう。

(建築課長)耐震診断を受けて耐震改修を行うということになりますと、やはり委員おっしゃるとおりそれなりの金額がかかる状況です。そういった中で、やはり踏み切れないという方もいらっしゃるかとは思いますが、それらも考えられると思います。

以上です。

(秋谷) 予算でもまたこの部分は出てきますよね。これはここまでにしておいて。

あと、27ページで、公園費の庶務事業の中で、訴訟事務委託料ということで、総合病院誘致に関する差しとめの訴訟が起こされての弁護士費用の計上というお話だったのですけれども、現在その経過はどうなっていますでしょうか。

(都市整備部副部長) 都市整備部関連の総合病院誘致に絡んだ市を被告とする訴訟は、現在3件ですかね、提訴されている状況でございます。今回当補正にかかわるものについては、そのうちの1件のものございまして、状況といたしましては何回かの法廷は開いておりまして、ただまだ要はいろいろ反論等をやっている状況でございます、そういった審議については結審に至っていないという状況でございます。

(田中) 減額補正で、三谷橋……

(委員長) ページ数お願いします。ページ数。

(田中) 15ページ載っているのですけれども、何か今期というか、鴻神社のところは今工事中だったような気がしたので、年度内に終わるのではないかなと思うのと、その他の用地買収とかは順調に進んでいるというような説明が今までにされていると思うので、その辺の兼ね合いはどうなっているのでしょうかということです。

(道路課長) 三谷橋一大間線の現在行っている鴻神社のところの工事に

つきましては、今現在行っておりまして、年度内の執行が厳しいということで、既に先ほどの繰越明許費補正ということで三谷橋一大間線事業3,539万円の中に含まれております。

それと、事業については、道路用地購入につきましては順調に進展しているということで、繰り越しの分につきましては道路用地の引き渡しまでに、建物、物件等が残っておりますので、その引き渡しは若干おくれるということで繰り越し手続を行っております。この繰り越しにつきましては、全て契約済みで、あとは明け渡しを待つばかりということになっております。

今回の歳入の減額につきましては、当初見込んでいた交付金より少なかったということで、歳入のほうを減額させていただきました。

以上でございます。

（田中）今のところの工事に関してちょっと聞きたいのですけれども、交差点改良の右折ラインあるのはあるのだけれども、非常に狭い。出口のほうの斉藤医院でしたっけ、そこは今のところ何となくいじる雰囲気なくて、神社からその後ろの渋井さんちでしたっけ、あの辺に関して広がっていくような雰囲気が感じられるのですが、最終的に今辛うじて格好だけあるその右折ラインの幅、その反対側が幾らかちょっと気持ち下がったような気がするのですけれども、その辺を含めてちゃんと将来的になるかどうかということをお聞きしておきたいのですが。

（道路課長）今回の工事は、車道につきましては大体完成形に近いような幅員がほぼとれると。若干鴻神社側のほうの歩道が、一部の方が協力いただけませんので、まだそのところは歩道は狭くなるということでございます。整備延長につきましては、交差点直近のところということで、右折車両については信号が青になれば3台から4台ぐらいは右に寄って待機できるというような状況になるのかなと。引き続いて交差点の出口の方にも鋭意協力をお願いをしているというような状況でございます。

以上です。

（田中）ちょっと最後に、中山道の上り車線、下り車線の右折ラインに

ついてはどのように今後考えていくのでしょうか。

（道路課長）これは県の事業ということで、当初説明会を開催したところ、事業への賛同がなかなか得られなかったということですが、新年度あたりからこの整備に向けて北本県道のほうでは、少しずつであります、動き出すというような状況でございます。

以上でございます。

（田中）要は上り車線側になるのですかね、第4分団ですか、消防小屋のほうに移設というのがたしか計画にあったと思うので、それが移設になればそういう今言ったもうちょっと拡幅になって、右折ラインなんかはちゃんとできる予定でしょうか。

（道路課長）そのみでは大きな物理的な目に見えた形の交差点にはちょっとすぐにはならないのかなというふうに感じております。

（橋本）ちょっと1点だけ。

15ページの橋梁長寿命化、44万ですか、これはどの橋をどのようにするか教えていただけますでしょうか。

（道路課長）これにつきましては、橋梁の長寿命化修繕計画という計画が24年度に策定されておまして、現在27年度に工事を行うところの設計を行っております。これは、吹上地域の佐賀橋、新佐賀橋、また鴻巣地域につきましては中斉橋ということで、これは全て元荒川にかかる大きな橋でございますが、これの設計の費用の交付金でございます。これを来年に向けて修繕工事を行っていくという予定でございます。

（橋本）27ページの北新宿、これ繰出金というか、まだこれは本会議でも14区画のうち4区画しか販売していないというふうに聞いていたけれども、これ将来的には何区画売って、どこで終結するのかというのわかりますでしょうか。

（市街地整備課副参事）保留地処分の状況でございますけれども、26年度は現在契約に至っておりますのが5件でございます。また、申し込みをいただいております方があと1件追加ございまして、補正を組んだ予算のときには4件ということで出させていただいておりますが、その後契約と申し込み等がございますので、最終的には保留地処分金のほうが

若干ふえてくるのかなと私は思っています。

以上でございます。

(橋本) 将来的に、あと予定ではどのくらいで販売する予定なのかね、これは。

(市街地整備課副参事) 現在の計画ですと、平成33年3月の完成ということで現在事業のほうは進めています。また、保留地の面積につきましては、全体で2万5,199平方メートルございます。そのうち現在その4区画を含めました保留地処分の面積でございますけれども、9,327.19平方メートルを現在処分をしております。

(橋本) あと、済みません、では残りとしては何区画ぐらいがあるのでしょうか。

(市街地整備課副参事) 非常に区画数につきましては難しいことはございまして、例えば1,000平米あったとしましても、その中に袋地にして土地を使える形で土地を設けた場合、それが5戸なのか、6戸なのか、戸数がちょっと把握できないところがございます。最終的に大体100以上の保留地ができるのかとは思っておりますけれども。

以上でございます。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 平成26年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(秋谷) まず、4ページの物件移転補償の関係です。

繰越明許なったわけですけれども、松というご説明だったと思うのですが、これ何本を動かすのに例えば必要な期間が大体どれくらいで、うまく移植というのでしょうかね、できるのかちよつと具体的に教えてもらえたらと思うのですけれども。

(市街地整備課副参事) ご説明申し上げます。

まず、松の本数でございますが、こちら大きい松から細い松までいろいろ庭のほうに植えていらっしゃる方でございますして、今回この繰越明許に当たりますのが一番メーンの大きい松が繰り越しをしなくてはいけないという1本でございます。松の移植でございますけれども、アカマツなのです、種類が。アカマツですと、春の3月から4月ごろ、または秋の9月か10月ごろ移植するのがよいとされておりまして、ただその移植するには1年から3年ぐらい根回しといたしますか、養生させるのが一般的な移植のやり方だということを知っております。そういったことがありまして、今回その松1本でございますが、移植が全て完了できませんとその補償費の全額を、残額ですね、今回繰り越しいたしますのは、その分がお支払いすることができないということで、繰越明許ということとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(秋谷) 立ち入ったことを聞くようですけれども、その方は松とかで要はなりわいを例えば立てている方なのか、それとも個人的な何か家にまつわる事情でその松をどうしても移植しなければならないのか、そういったご事情っておわかりですかね。

(市街地整備課副参事) この方の場合、もう先祖代々その松があるということで、先祖から十分大事にした松ということで、やはり枯らせたくないという意思があるということで、慎重に移植を考えていらっしゃるようでございます。

(秋谷) それではとやかく言えないですね。

次が7ページの保留地売却収入の件で、説明だと予定では3,181平米を販売するご予定で、実際は811平米売却できるというようなお話だったと思うのですが、残念ながらその目標に届かなかった理由というのはどういった事情でしょうか。

(市街地整備課副参事) 実は26年度におきましては夏に1度保留地の公売をやってございまして、残念ながらそのときには一つも売れない状況でございました。ただ、今回冬にかけまして保留地を9画地販売出したわけでございますけれども、その中で4画地売れたという状況になっております。しかし、ここに来まして、やっぱりいろいろ会社等の都合があったりしまして、どうしても土地を買ってしまうともし転勤とかあった場合には、買った場合そこに買ったのみで家が建てれない状況というのがありまして、その転勤等がある程度見込みがついたということで、問い合わせについては相当数いただいております。ただ、申し込みについては、先ほど申し上げたように実際の契約が4件で、申し込みいただいたのが2件、問い合わせを本当に確実にいただいているのが1件ということで、現在7件の最終的な、7件目はあれですけれども、最終的には6件は必ず契約できるのかなというふうに見込んでございます。

(秋谷) そうすると、何となくそのお話を聞いていると、当初夏というのはもちろん消費税が上がった事情もあって住宅建てるのにちゅうちょしたであるとか、景気の先行き見通しというものがちょっとまだ不透明なところがあったから、なかなか動きがなかったのかなと。それで、ここに来てだんだん、だんだん落ちついてきて、その問い合わせとかがふえたというふうな認識でよろしいのでしょうかね。

(市街地整備課副参事) はい、それでよろしいと思います。

(秋谷) そうですか。では、楽しみにさせていただきます。

あと、もう一つだけ。9ページの賠償金の件ですけれども、これ草刈り時の事故というのは前にご説明はなかったですよ。前というのは、12月議会とかではね。どういった内容だったのか具体的に教えてもらっていいですか。

(市街地整備課副参事) 実は専決処分ということで12月議会のほうに報告で上げさせていただいておるものでございますけれども、事故の概要としましては、26年9月3日9時25分ごろ、北新宿第二土地区画整理事務所の駐車場において、市街地整備課の職員がごみ収集車を後退させたところ、駐車していた相手方の自動車に接触しまして、前部のバンパーのほうにぶつけてしまったという内容でございます。

以上でございます。

(秋谷) ありがとうございます。思い出しました。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第29号 平成26年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 説明の中で、電線あるいは電柱とかの要は移設の絡みが当初お願いして半年以上先になったのが繰り越しになる具体的な事由というお話だったと思うのですけれども、このおくれについて何て言ったのでしょうか。先方に例えば移設願を出したときには、大体どれくらいという見込みというものはわからないものなのではないでしょうか。仮にそれで半年先なら半年先でやっぱり対応の仕方ってあると思うのですけれども。

あと、もう一点聞きたいのが、半年おくれてしまったことによる事業への影響というのはどういうものなのでしょう。

(市街地整備課長) 多少ちょっと重複しますがけれども、設計の段階の6月25日付で東京電力さんとNTTさんに支障電柱、電線等の移設の申請を出しています。それで、10月9日付で移転工事に関する概算額、それにうちのほうは同意をいたしまして回答を出して、11月ないし12月の初旬には移設を完了してもらいたいということで、その協議は済んでおりました。それで、どうしてもコンクリート柱が埋まっているところに関しては、この路線については新しい道路をつくる部分も拡幅の部分が路床までですので、計画高から1メートルぐらい新たに路盤材を入れる作業がございます。そういうことによって、電柱が全部で5本ありました。その5本を抜けないと、その周りも含めて電柱ないし電線に傾きによって支障するというので、11月6日から合わせて現地立ち会いをして延べ9回の催促を。私のほうが、もう12月の頭になかなか動いていないということで、担当の課長さんのほうにお電話をして、どうなっているのだということで、この状態でいくと工事自体が繰り越しにならざるを得ないような状況だということで、相手方と下請さんの関係がなかなかスムーズに決まらなかったということで、大変ご不便かけたということで申しわけないことを言われたのですが、最終的に抜柱と電線の張りかえが1月に終わったということ、1月の16日に、どうしても業者のほうは作業ができない、その部分だけ残しておくとかかなり効率的に悪いという

ことで、部分的には工事休みました。なおかつほかの仕事をやらないと残し残しで、ちょこまちょこまの仕事というのですかね、それですと効率悪いということで業者も少しは休んだ日にちがありましたけれども、作業員はほかの仕事にある程度回れたということで、業者に関しては余り損害的には影響はなかったと思いますけれども、ただ全体の工期としてはこういう影響が出たということで、今後も東京電力、N T Tさんのほうに事前協議等を含めて早目早目の中で移動していただくように催促とお願いだけは最後にまた追加でしておきました。

以上でございます。

(秋谷) はい、わかりました。しょうがないですね、おくれてしまったものは。

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 平成26年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時29分)

◇

(開議 午後2時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第32号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(阿部) 最後の14ページ、下忍汚水中継ポンプ場整備委託料の部分で、今現在工事していますよね。この工事が完了するのはいつごろになるのだろう。

(下水道課長) こちらの工事は、2カ年の工事期間を予定しております。工事の終了は来年度、平成27年度となります。

以上です。

(阿部) 27年度いっぱいですか、それとも27年の何月ごろを予定しているのかな。

(下水道課長) 本体の工事期間につきましては、平成28年2月29日を予定しております。

(阿部) あそこまでは結局下水道が通っているのだけれども、あの北側、要するに今現在団地になっているサンライフ、あの辺は現在のところ合併浄化槽を使っているのですよね。それで、今合併浄化槽もかなり国のほうも見直しをして、合併浄化槽の利用というのを促進していると思うのだ。そんな中で、今後下水道はどの辺まで延ばしていこうというふうに考えているのか。これは、今回の議案とは若干違って来るだろうと思うのだけれども、どんな計画であるのかだけをお聞きしたいと思います。

(下水道課長) 公共下水の今現在の計画といたしましては、市街化区域の整備を完了させたいというふうに考えております。県の生活排水処理構想がございまして、その中では公共下水道、それから農業集落排水、そして合併処理浄化槽、3本立てで整備を進めていきなさいというふうな指導もございまして、公共下水道につきましては先ほど申しましたように市街化区域の整備をまずは完了させたいというふうに考えていま

す。

以上です。

(阿部) これ余談になるのだけれども、いつか原口市長にぜひサンライフのほうまで下水道を延長して、それで公共下水でサンライフのほうへ迎えに行ってほしいのだという話をしたところが、それやりましょうよという話しされたことがあったのです。しかしながら、その後、サンライフというところがあれ調整区域なのだ、たしか。それなので、これは難しいと。それで、距離的にもかなりあるということでそれは没になってしまったのだけれども、まずサンライフのほうまでやる前に、この下忍ポンプ中継場の周りもまだたしか下水道が整備されていない部分があったと思う。その辺については、いつごろまでにできるのか。若干この議案とは関係ないのだけれども、いつごろまでにやる予定でいるのかだけ聞いておきたい。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 0 1 分)

◇

(開議 午後 3 時 0 2 分)

(委員長) 再開します。

(下水道課長) 先ほど申しあげましたように、市街化区域の整備を順次進めていきたいというふうな考えで、ちょっと繰り返しになってしまうのですが、そんな形でよろしいでしょうかね。

(阿部) よろしくないから聞いているのだよ。結局今回この中継ポンプ場が整備されて、そういった今後ふえるであろう汚水も賄い切れるような整備をしておかなければ本来いけないのではないのかなというふうに思っていて、まだ戸数としてどのぐらいの余裕を持っているのか、下忍ポンプ場は、その辺について聞いておきたいし、そうすれば余裕があれば結局その市街化区域内の人たちの今まだ未了となっている部分、これも何とか早くできるのかなというふうに思っているのです。ですから、その辺のことについてをお尋ねします。

(下水道課長) 今回の下忍汚水中継ポンプ場の整備事業につきましては改修工事ということでございまして、既存の施設の改築、改修が主な工事内容となっております。下忍中継ポンプ場につきましては、昭和56年の4月に供用開始を既にしておりまして、約33年が経過しております。その間の老朽化に伴います改修工事並びに耐震化工事ということでございまして、容量等については既存のとおりとなっております。先ほどの繰り返しになってしまうのですが、今のところその目標が平成37年を目標としております。

以上です。

(阿部) では、例えばその利用者がふえたとしても何ら問題ないというふうに理解していいのかな。

(下水道課長) はい。今現在の計画の中では、市街化区域は取り込めるというふうに今考えています。

(阿部) わかりました。

(田中) 12ページ、荒川左岸北部流域下水道維持管理負担金が約1,000万ぐらいふえていると思うのですが、951万円、これは不明水でも……処理量だけなの、その汚水処理量の増加という件なのですが、一般的に人口が減っていて、下水道の面積が極端にふえたわけではないのに料金が上がっているというのは、不明水でも入ったのか、そういうところの原因はどういったことなのでしょうかとということ。

(下水道課長) これにつきましては、汚水の流量、これはある程度カウントできます。そのほか不明水ということですが、これは雨水、要するに雨水、これの浸入が大半を占めるというふうに考えております。

以上です。

(田中) 14ページなのですが、公共下水道の汚水ではなくて今度雨水のほうの管渠設計業務委託料というのが減額でなっているということは、その雨水のほう、この両方ですね、雨水、汚水、雨水のほうの関係ちょっと聞きたいのですけれども、大概出てくるのは大間だとかあの辺の話がいつも出てくるのだけれども、雨水のほうの計画的にはその大

間以外というのは計画はされているのですか。

(下水道課長) 雨水の整備につきましては、現在大間地区の西部第三排水区雨水整備事業、それと北新宿第二土地区画整理事業地内の汚水と雨水の整備を行っております。

(田中) 委託料のちょっと大分減額がその下5,100万のっているのですけれども、この下のあと50万と上の5,100万というのはすごく大きな数字なのですけれども、これというのは何か特殊な事情でもあったのでしょうかね。

(下水道課長) こちら5,150万の減額につきましては、下忍汚水中継ポンプ場の整備でございますが、先ほど申し上げましたように26、27年度、2カ年工事で当初予算を組んでおります。26年度の予算額が1億4,000万でございました。しかしながら、その改修工事費の入札差金、それと入札不調によります事業のおくれ、この2点がございまして、今年度、26年度の執行が見込めないということで、今回減額をお願いしております。

(田中) それと、またその下にのっている工事の搬入路の、これは意味合いがわかるのですけれども、要するに場所的な、距離的な問題が短くなったというので500万の減ということだったと思うのですが……

(何事か声あり)

(田中) ああ、失礼しました。戻るのですけれども、さっきの5,150万、その差金というのが入札の差金、それとこのおくれによってやらないというのの金額の内訳についてちょっと最後に聞きたいです。

(下水道課長) 請負金額の内訳でございますが、こちら先ほどの説明で申し上げましたように、日本下水道事業団に委託を行っております。そちらの中身によりますと、建築土木工事が当初設計額が約2億6,500万、それに対しまして請負額が約2億1,200万ということで、こちらの入札差金が約5,200万になっております。それから、電気機械工事が当初の設計額が2億6,700万、請負額が2億5,500万で、入札差金が1,100万ほど出ております。それと、もう一点は事業のおくれということで、平成26年度の事業費が8,900万円で見込んでおります。その差額が今回の減額補正ということになります。

以上です。

(秋谷) 14ページの一番最後の工事請負費の500万の減額で、先ほど大型機械が入るために当初門扉を壊さなければならない、だったのが隣地を借りられたので、やらなくて済んだというお話だったのですけれども、機械自体というのはどういったものを入れようとしていて、その門扉というのは仮に5メートルであったら5メートルをこれ壊さなければ入れないからという、ほかの隣地を借りられたって入れないものは入れないのではないのでしょうかね。そのあたりをちょっと詳しく教えてもらいたいのですけれども。

(下水道課長) 今の下忍ポンプ場の場所には、門扉のほかに防災無線の柱が立っております。そういったものあるいは立竹木、立ち木の大きいのですね、そういったものを撤去して施工ヤード、また資材置き場、それから重機の置き場等を考えておりました。ところが、隣が公園になっておりまして、その公園を多く借りられたことによってその支障が、寄せる必要がなくなったということで、こちら満額不用額というふうにさせていただきました。

(秋谷) いや、先ほどその説明のときに、大型機械云々という説明を耳にしたのです。それで、今聞いたのですけれども、今の答弁だとストックヤードを借りられたから、別にやらなくていいのだというお話になっていますよね。だから、最初の説明と今の答弁がちょっと合わないような気がするのですが、どういったことなのでしょう。

(下水道課長) 申しわけないです。当初大型重機を搬入するということは最初説明したとおりでございます。あわせて、そういった資材置き場等の確保ということでございます。

(秋谷) では、大型重機自体は、別にそちらをやらなくても問題なく利用ができているということですね。これは確認。

(そういうことでの声あり)

(委員長) ほかに。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第32号 平成26年度鴻巣市下水道事業会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 1点だけお伺いしたいのですけれども、笠原第二の機能診断ということで、296ページか、調査委託料が423万4,000円計上されているのですけれども、具体的にどういった機能の診断をやって、万々が一それで何か合否の判定次第によっては修繕なりなんなりということが発生するのかどうかという点教えていただきたいのですけれども。

(下水道課長) 笠原第二地区の施設は、平成7年4月に供用開始を行っておりまして、既に19年以上が経過しております。施設全体に経年劣化によりますコンクリート面の剥がれとか膨れとか、そういった施設の劣化が見られております。こういったことから、補助金をいただき、機能強化の対策事業を行うという事業となっております。平成27年度につきましては、その診断調査の業務を予定しております。ちなみに、笠原第一のほうは、既にこの作業は終えております。

以上です。

(秋谷) それで、先ほど1回目に質問した後段のほうなのですけれども、

その診断を行った結果、万々が一修繕等が発生した場合は、もう28年度に持って行ってしまうのかな、それとも27年度のうちに対応しようと思えるのかというのは。

(下水道課長) 現在の計画では、平成27年度に機能診断の業務を行い、平成28年度につきましてはその診断結果をもとに事業計画を策定したいと考えております。さらに、その後事業認可を取得し、29年度に実際の工事の設計等を行い、実際の工事は平成30年ごろを予定しております。以上です。

(秋谷) そうすると、27年度中に診断をやって、27、28、29と3年先から工事がというお話でしたけれども、その間機能的な面というのはまるで問題がないものなのではないでしょうか。ちょっとわからないので。

(下水道課長) おっしゃられるとおり、24時間稼働しているものですから、機器の故障等は間々発生してございます。部分的な部品の交換とか、そういったものは逐次行っておりますので、これは大きい改修、持続可能な施設に改修していこうというふうな考えでございます。

(委員長) ほかに。ありませんね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第35号 平成27年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) まずは346ページの保留地売却収入についてお伺いしますけれども、855平米というのは区画でいうと何区画になるのでしょうか。

(市街地整備課副参事) 予算計上上では、一応3画地ということで計上させていただいておりますが、ただ1つ画地が大きいというのがありまして、それを2つにするのか、3つにするのか、現在検討している状況でございます。

(秋谷) そうすると、今は3区画ですけれども、最終的に5区画になる可能性もあるという理解でいいのでしょうかね。

(市街地整備課副参事) はい、そのとおりでございます。

(秋谷) わかりました。

それで、348ページに入りますけれども、5区画になるか、3区画で売るのがわからないですが、それに対する広告料という理解をしているのですけれども、78万2,000円、今はどういった広告というか、宣伝の方法をとっていらっしゃるのでしょうか。

(市街地整備課副参事) 実は26年度までこの北新宿事業につきましては広告料ということで予算計上した事例がございません。27年度から広告料ということで、一応新聞折り込みを考えてございます。今回この広告につきましては、公募で販売する保留地と、あとは今までに売れ残っているといえますか、まだ売れていない土地につきましても一緒に広告をしていければということで現在考えてございます。

(秋谷) その広告、宣伝の折り込みですか、そういったのをやる際に、ただ単に折り込めばいいというお話ではないと思うので、これ難しいのではないかなと思うのです。例えば今北新宿の分譲地をお買い求めの方々は、どういったところの方が要はお買い求めをしているのでしょうか。例えば市内の方なのか、それとも市外の方なのか、それとも県外の方な

のか、そういった対象を考えることによって広告の打ち方というものはすごく変わってくるのではないのかと思うのですけれども、どのようにお考えですか。

（市街地整備課副参事）現在の保留地の購買者につきましては、市内在住の方が買われる方が多くなってございます。これは一概には言えないと思うのですが、やはり市外に向けてのPR不足というのが私は考えの一つあるのかなと考えております。できましたら、土地の価格にもよるのですが、例えば県北ですと籠原地域、この地域が北新宿の土地単価とほぼ同程度の金額になってございます。ただ、籠原ですと、高崎線ですと始発という好条件がございまして、そうなった場合、そこに例えばチラシをまいたとしてもこれは余り効果がないのかなと私は判断してございますので、今の考えですとJRの駅ですと行田市以南、なおかつ宮原駅以北ぐらいをターゲットに広告ができればいいのかなと私は考えてございます。

（秋谷）こればかりはどこにまいたら間違いないというのはちょっとわからないので、そういういろいろな各種状況調査というものをよくされた上でやられるのがいいと思うのですけれども、今までに広告料という形で予算計上したのは初めてだというお話でしたが、それ以外にも当然ハウスメーカーであるとか、その今までお願いをしていたところのチャンネルというのは当然継続してやっていくという考えでいいのですよね。

（市街地整備課副参事）今までも保留地の購買に当たりまして、PRということで鴻巣市のホームページ載せましたり、埼玉県でホームページをつくってございますので、そちらにも掲載しましたり、あとフラワー号、そちらにもチラシを掲示してPRしたことがございます。また、商業施設があらにございますので、その商業施設にも掲示をさせていただきます。また、住宅展示場なども熊谷等ありますので、そういったところにもチラシを置いてPRを現在も引き続きしておりますので、今後も同じような形でしていきたいと考えております。

（秋谷）あとは、349ページのこの物件移転補償料の39件分という、一番

最後、1億9,748万円、例えば家屋が何件であるとか、木というのですか、立木が何件なのか、あるいは倉庫やら何やらいろいろなものが、電柱やらあると思うのですけれども、ちょっと件数がもしわかれば教えていただけますか。

(市街地整備課副参事) 家屋と工作物、要するに物置ですね、立竹木の移転を含めて移転していただく件数が4件、そのほか工作物と立竹木、これを含めて移転していただく方が35件ということになって、合計39件でございます。

(秋谷) 説明の中では、電柱の類いの話もあったような気がしたのですけれども、電柱とかは、では関係ないですね。

(市街地整備課副参事) そのほか、電柱は20本の移転を考えてございます。

(秋谷) わかりました。オーケーです。

(委員長) ありませんね。いいですね。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 賛成討論ありますか。

(なし)

(委員長) 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第37号 平成27年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画

整理事業特別会計予算について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(秋谷) 平成27年度で2区画の保留地売却を予定しているということですが、この27年度予算が予定どおり執行された場合の事業全体の執行率は何%ほどになるでしょう。

(市街地整備課長) 参考までなので、済みません。今年度末、今年度予算で当初2区画を予定しておりました。1区画余分にちょっと売れたので、12月で補正計上させていただいて、その後2区画販売できまして、もう一件仮予約を含めると今年度末で当初予定2件のところが6件の購買が確定すると思われまます。毎年2区画ずつの購買で予算計上させていただいているわけですが、今年度の末の状態では保留地の画地が全部で100画地ございます。今年度末の見込みで53区画。率にいたしまして約60%の保留地処分が今年度末でできますので、来年度2区画を売れたとして計上して61、2、3、4というぐらいのパーセントの保留地の購買率だと思います。

(秋谷) そうすると、以前に北新宿の事業終結がたしか平成32年度だとお伺いしたような気がするのですけれども、残すところ32、31、30、29、28、5年間で残りの40区画近くを処分するというのは結構大変なように思うのですけれども、そのあたりはいかがなのでしょう。当初の見積もりとはちょっと違うような話だと思うのですが。

(市街地整備課長) まさに委員おっしゃるとおり、全体の事業ベースで言いますと、今年度末で事業費ベースで約79%ぐらい事業が進んでおります。その中で、先ほど保留地の売却率が60前後ということで、事業費ベースに比べるとかなり落ち込んでいるのが実態でございます。今後やはり保留地を売る部分というのに力を入れていかないと事業が滞るということは予測をしております。その中で、北新宿も同じ目標を持って今進めているわけですが、うちのほうは新聞広告等は予定はしておりません。かなりこのところも聞き込み等があつて、お客さんが来て

いるのは実態なわけですが、ホームページ、またいろんなイベントの中でやはり積極的に出向いて宣伝していこうということと、あわせて新しい本庁舎のほうができまして、モニターの画面があると思うのですが、そこに北新宿と広田をセットで何区画あってどういう形でというモニターの宣伝を今お願いをしているところで、来年度の上半期の様子を見て、どのような形でまた検討しなくてはならないというのはありますけれども、一番今考えているのは、まだ実行はしていませんけれども、点在している保留地をある程度1つの大きな画地にして、ハウスメーカー等にまとめて4枚、5枚、6枚ぐらいを一まとめにして売れば、それを今度ハウスメーカーのほうで道路づきでうまく区割りをして販売できるのではないかとということで、1枚1枚ではなくてハウスメーカー等の協力も得ながらやっていこうという方向づけでは検討しておるところでございます。それでないと、今の事業費ベースの進捗と保留地の購買ベースがちょっと開きがありますので、そういう形である程度まとめた販売を努力していかないと32年の終結にはちょっと厳しいのかなというふうに感じております。それでないと、一般財源からの繰り入ればかりをお願いするわけにはいきませんので、そういう形で保留地の購買に力を注ぎたいという気持ちを持っております。

以上です。

(秋谷) ぜひ頑張っていたきたいのですが、答弁の中で1つだけちょっと気になったのが、例えば大きい区画をそのままハウスメーカーにお願いをするとなると、当然その売却の単価って落ちてしまうのではないかと思うのですが、そうすると当初の計画よりも当然落ちていて、なかなか、失礼な言い方だけれども、広田のほうでそう値段が上がるというのはちょっと考えづらいので、泣く部分がふえてしまうのではないのかなと思うのですが、そういう面ではできるだけこちら側の努力部分が大きければ大きいだけ泣かずに済むので、そのあたりはどのようにお考えなのでしょうね。

(市街地整備課長) まさにおっしゃるとおりだと思います。それだけ大きな面積になりますと、当然原価率といいますか、当初の1宅地分に比

べて平米単価は間違いなく落ちると思います。その辺もひとつ交渉していかないとしようがない部分もあるのですけれども、やはり自分たちでできる事業というものは当然草刈り業務にしてもありますし、なるべくいろんな方面から努力をして少しでも支出の捻出を抑えるということで、逆に歳入のほうに入る努力をするということしか今のところでは方向づけとして明確な方向性はまだ見えていない状況です。

(秋谷) では、ご期待して終わります。

(田中) 審議会委員と評価委員の関係なのですけれども、金額はたしかどちらも、どちらもというのではないのですけれども、広田中央と北新宿は同じだと思うのですが、人数にちょっと違いがあったと思うのですけれども、北新宿が審議会委員が15名で評価委員が1名、広田のほうは10名の3名。それというのは、基準とか決まりとか区画整理法の関係で決まっているのでしょうか。

(市街地整備課長) 細かい数字は、済みません。計画区域の面積要件によって何名ということで決まっているということで、広田については10名、北新宿については15名ということで、区域面積で人数が決まっているということです。

(田中) 今は審議会委員のほうだと思うのですが、評価委員のほうだとそうすると面積に対して逆ではないかなという疑問もあるのですけれども、そこはどうなっているのですか。

(市街地整備課長) 評価委員さんに関しては、原、滝、一般会計のほうですが、現在3地区の区画整理事業をやっていますけれども、全ての地区において評価委員さん3名でございます。ただ、その中の1名の方が固定資産税課長ということで充て職でお願いしていますので、実質報酬をお支払いしているのは2名の方でございます。

(何事か声あり)

(市街地整備課長) 固定資産税課長を除いて2名と今申し上げましたけれども、北新宿においては2名の方のうち1名が充て職ということで、埼玉りそなの吹上支店長ということで、そちらの方は辞退をしているということで、北新宿については1名分だけ報酬を払っているということ

でございます。

以上です。

(田中) 要するにりそな銀行の職員については報酬を辞退しているということで、出ているのは1名ということで理解してよろしいですね。

(市街地整備課長) そのとおりでございます。

(田中) では、広田中央土地区画整理組合のほうは、当然地域的に駅から遠いね、金額安いというふうに考えられるのですが、販売の方法としては区画を広くして販売をするか、それとも安いままの区画の面積で販売をするのか、その辺の方針というのはどのようになっているのでしょうか。

(市街地整備課長) 現在8区画の保留地がございます。その中で、2区画を来年度予定しておりますけれども、基本的には65坪から75坪ぐらいです。ですから、二百幾つですかね、平均すると220平方メートルぐらいだと思います。それで、今後につきましても、今の区画をもう少し落とすですとか、膨らまして100坪ぐらいにするという現状は考えておりません。

(田中) 要は面積は今の220平米、200ぐらいで推移するというので、その金額についてはそのときの時価ということなのでしょうけれども、ことしの実勢価格はどのくらいで取引をしたのでしょうか。平米。

(市街地整備課長) 昨年と次年度の、同額ですけれども、平方メートル当たり3万4,000円です。坪にいたしまして11万2,000円弱です。

(阿部) 370ページの12節、車検整備手数料というのだけれども、この車種は何なのだね。

(市街地整備課長) 軽トラックです。

(阿部) 軽トラックは、車検整備手数料1万3,000円でできるのですか。

(市街地整備課長) 12カ月の法定点検手数料です。

(阿部) 車検整備手数料って、車検とは違うのですよね。

(市街地整備課長) そこの予算の中なのですが。

(阿部) 車検整備と……わかりました。何としても安いので、紹介してもらおうかなと思って。

(委員長) いいですか。

(阿部) はい、以上。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 平成27年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決しました。

以上のところで本日の審議を終了して、明朝また9時より行いたいと、そう思いますので。

本日は大変ご苦労さまでした。終了します。

(散会 午後4時12分)